

お知らせ

資料提供先 鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

千代川の刈草を無料で提供します ～申込の受付を開始します～

国土交通省 鳥取河川国道事務所では、千代川の堤防などの河川施設の変状や異状を早く正確に把握することを目的として、堤防の除草を行っています。

堤防の除草で発生する刈草については、**資源の有効活用を図る**ことを目的として、みなさんに**無料で提供する取り組み**を行っています。

刈草の引取りを希望される方は、下記申込方法により申請をいただきますようお願いいたします。不明な点は問い合わせ先へ連絡下さい。

なお、刈草の数量には限りがあるため、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承下さい。

記

■ **申込方法** 「刈草引取り申請書」に必要事項を記入のうえ、問い合わせ窓口へ送付又は持参してください。

「刈草引取り申請書」は鳥取河川国道事務所ホームページの記者発表ページに掲載しています。また、下記申請及び問い合わせ窓口で紙による配布も行っています。

提供の詳細については、個別に連絡いたします。

・千代川の源太橋より下流（北側）の範囲：千代水出張所

・千代川の源太橋より上流（南側）の範囲：河原出張所

■ **申請及び問い合わせ窓口** ○千代水出張所：〒680-0904 鳥取市晩稻（おくて）316
電話 0857-28-6229（受付時間：平日 9:00～17:00）

○河原出張所：〒680-1241 鳥取市河原町長瀬 56-1
電話 0858-85-0517（受付時間：平日 9:00～17:00）

■ **申込締切** 申込みにつきましては、提供期間内であれば随時受け付けますが、刈草が無くなり次第終了いたします。

■ **提供期間** 千代川の源太橋より下流の範囲：千代水出張所
平成29年5月 中旬～（無くなり次第終了します。）
千代川の源太橋より上流の範囲：河原出張所
平成29年7月 中旬～（無くなり次第終了します。）

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1819

副 所 長 つねやす 常保 まさひろ 雅博

【担当】 千代水出張所長 こしま 小島 とおる 亨

【担当】 河原出張所長 とがの 梅野 こういち 浩一

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

刈草引取り申請書

平成 29 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所

千代水出張所長 殿

申請者氏名

千代川水系の維持管理等で発生した、刈草について当方で引取りたく申請します。

予 定 引 取 月 : 平成 29 年 月頃

数 量 : 【 刈草 (ロール) 程度 】※1ロールは径60cm×80cm程度
: 【 刈草 (軽トラ 台) 程度 】※ロールにしない状態での引取り

用 途 : 家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他()

申 請 者 : 住所 :

TEL :

【注意事項】

- ・ 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- ・ 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- ・ 引取り後の刈草は申請者の責任により適切に管理してください。
- ・ 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- ・ 引取り回数は1回に限りません。
回数希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- ・ 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。
- ・ 本申請書は、源太橋より下流の範囲での引き渡しになります。

【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

【申請及び問い合わせ先】

〒680-0904 鳥取市晩稻(おくて)316

国土交通省 鳥取河川国道事務所 千代水出張所

受付 : 平日 9:00 ~ 17:00

電話 : 0857-28-6229

FAX : 0857-31-2517

刈草引取り申請書

平成 29 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所

河原出張所長 殿

申請者氏名

千代川水系の維持管理等で発生した、刈草について当方で引取りたく申請します。

予 定 引 取 月 : 平成 29 年 月頃

数 量 : 【 刈草 (ロール) 程度 】※1ロールは径60cm×80cm程度
: 【 刈草 (軽トラ 台) 程度 】※ロールにしない状態での引取り

用 途 : 家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他()

申 請 者 : 住所 :

連 絡 先

TEL :

【注意事項】

- ・ 積込み・運搬は申請者にて行ってください。
- ・ 刈草は申請者が利用し、転売、営利目的に使用しないでください。
- ・ 引取り後の刈草は申請者の責任により適切に管理してください。
- ・ 積込・運搬時ならびに、提供後の刈草使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。
- ・ 引取り回数は1回に限りません。
回数希望の方はその都度、本申請書を提出してください。
- ・ 日程・引渡し場所の調整は改めてさせていただきます。
- ・ 本申請書は、源太橋より上流の範囲での引き渡しになります。

【個人情報の保護】

上記申請で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、取扱いについては個人情報保護法の趣旨に則り、適正に管理させていただきます。

【 申請及び問い合わせ先 】

〒680-1241 鳥取市河原町長瀬56-1

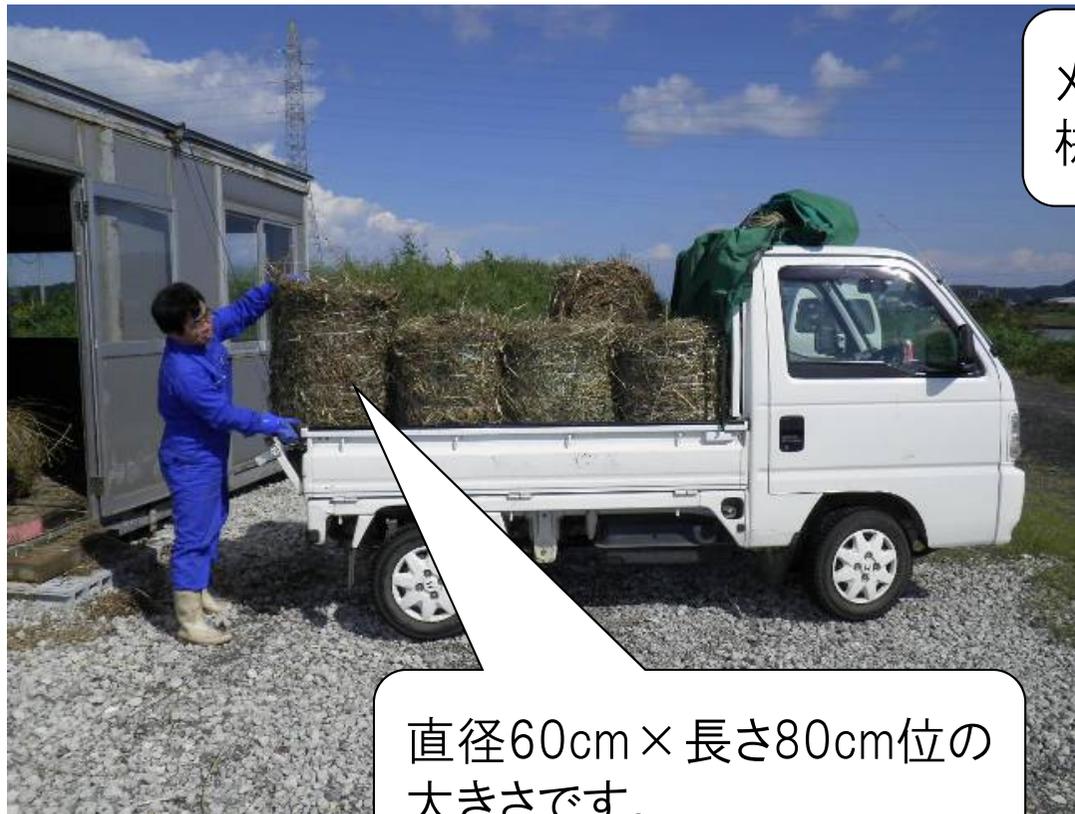
国土交通省 鳥取河川国道事務所 河原出張所

受付 : 平日 9:00 ~ 17:00

電話 : 0858-85-0517

FAX : 0858-85-2162

千代川の刈草の無償提供の取り組みについて



直径60cm×長さ80cm位の大きさです。

刈草のロールはこのような機械で作ります。



ロール作成状況

昨年度の刈草の無償提供の取り組みでは、農家の方など多くの方から申込みをいただき、堤防除草で発生した多くの刈草を提供することが出来ました。
(昨年度の提供数量はロール約11,000個でした)